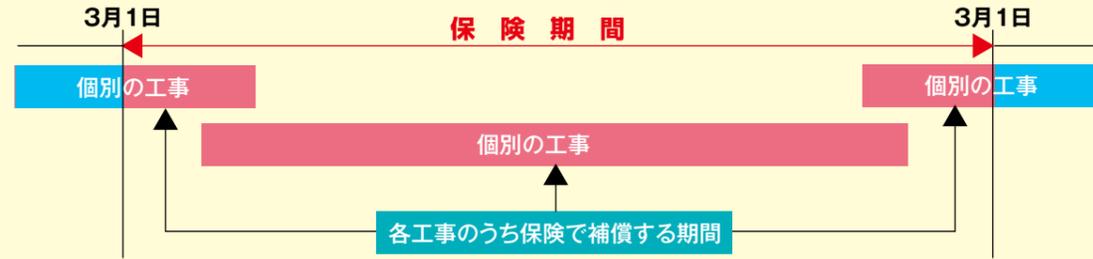


## ご加入の手続きについて

### 年間契約

### 保険期間

2024年3月1日午後4時から2025年3月1日午後4時までの1年間です。(期間中の中途加入も可能です。)  
 なお、お支払いの対象となる事故は保険期間中に発生したものに限りです。



【ご注意】 本制度を脱退された場合には、脱退日以後に発生した事故については、お支払いの対象となりません。

### 保険料

制度加入者の加入申込時に把握可能な直近会計年度の対象工事の年間完成工事高を基準に保険料を算出します。  
 具体的な保険料については、「保険料見積書作成用事業実態調査表」に基づき加入希望者にご連絡します。

### セット割引

- (1)既に、当組合の「第三者賠償事故包括保険制度」に加入されている会員については、保険料を10%割引きます。
- (2)既に、当組合の「第三者賠償事故包括保険制度」「土木工事総合補償制度」に加入されている会員については、保険料を15%割引きます。

### 加入方法 加入書類の送付期限、および保険料の払込方法、納付期限について

本制度の保険料はすべて大口分割(4回払い)となります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。



ご加入の際は、加入申込書の記入内容を再度ご確認ください。記名被保険者には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、代理店・扱者には告知受領権があります(代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります)。加入申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が事実と異なっている場合、または、事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので加入申込書の内容を必ずご確認ください。また、ご加入の内容と補償の範囲が重なる他の保険契約がある場合は必ずお申し出ください。

### 中途加入・中途脱退について

期間の途中でも加入することができます。「保険料見積書作成用事業実態調査表」をご送付ください。後日「保険料通知書」をお送りいたします。中途脱退における返還保険料の取扱いにつきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

### 新規事業者の加入について

新規事業者のご加入など、保険料が見込みの完成工事高によって定められている場合は、これらの数値が確定した保険料の精算の際に保険料を算出するために必要な資料をご提出いただきます。実績数値に基づき算出された確定保険料と当初の暫定保険料に過不足がある場合は、その差額を精算させていただきます。

### 保険金請求手続き

#### 事故報告

事故が発生した場合には遅滞なく事故日、事故状況、損害状況などについて代理店・扱者にご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。盗難事故が発生した場合には遅滞なく警察にも届け出てください。

#### 事故相談

代理店・扱者では三井住友海上火災保険株式会社と協力のうえ、事故解決について十分ご相談させていただきます。

#### 保険金の支払いなど

事故のご連絡をいただいた後、ただちに代理店・扱者から保険金請求書類をお送りします。損害状況確認後、必要事項記載のうえ、代理店・扱者宛て返送いただきます。必要な手続完了後、すみやかにお支払いします。

群馬県建設事業協同組合 TEL(027)287-1004

<引受保険会社> 三井住友海上火災保険(株)群馬支店群馬第一支社

TEL(027)221-1623

<代理店・扱者> (有)群建協サービス TEL(027)287-1004

承認年月:2023年12月

承認番号:A23-101717

# 建設工事 総合補償制度

(建設工事保険)

2024年版

保険期間内に行われているすべての建築工事が対象



## 特 色

- 年間包括契約で、保険期間内に行われている建築工事中に発生するさまざまな事故をカバー。
- 保険料は全額損金処理できます。  
 (2024年1月現在。なお、この取扱いは、今後の税制改定によっては、変更となる場合がありますのでご注意ください。)
- 建物の新築・増設工事に加え、建物修繕工事・建物付帯設備工事も対象となります。

群馬県建設事業協同組合

群馬県前橋市富田町587番地の1  
 TEL.(027)287-1004 FAX.(027)287-1007

## 合計保険金額・支払限度額・免責金額

- 合計保険金額** ▶ 加入申込時に把握可能な直近会計年度の対象工事の完成工事高となります。
- 1工事あたりの支払限度額** ▶ 各工事の請負金額（＝請負契約金額＋支給材料金額＋出精値引き金額－保険の対象に含まれない工事の金額）が当該工事に対する、1事故あたりの支払限度額となります。
- 1事故あたりの免責金額** ▶ 1事故につき10万円。  
ただし、火災、落雷、破裂・爆発の事故については適用しません。

## 対象工事

本制度加入者（記名被保険者）が、保険期間内に日本国内で施工している工事のうち下記に該当する建物にかかわるすべての工事（JV 工事含）。ただし、甲型（共同施工方式）共同企業体による工事については、加入者の請負契約比率分のみを対象とし保険金を支払います。乙型（分担施工方式）共同企業体による工事については、加入者の分担工事部分のみを対象とし保険金を支払います。

建物の新築・増築工事に加え、建物修繕工事・建物付帯設備工事（電気・空調・衛生・給排水等）

**ご注意** 日本国外で行われる工事、土木工事を主体とする工事、解体・撤去・分解または取片づけのみを行う工事、建物移設工事、鋼構造物を主体とする工事、ガラス温室工事または膜構造物工事、請負金額が100億円を超える工事は本制度の対象工事から除外します。

## 補償の対象の範囲

保険期間中かつ対象工事の工事期間中に工事現場において次の保険の対象が不測かつ突発的な事故により損害を被った場合に、復旧に要する費用を保険金としてお支払いします。

1. 工事の対象物（本工事）
2. 支保工・型枠工・足場工・防護工その他の仮工事の対象物
3. 上記の1および2のための工事前仮設物（電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備、保安設備に限ります。）
4. 工事前仮設材
5. 工事前仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品（家具、衣類、寝具、事務用具、非常用具に限ります。）

**ご注意** ・3、4、5については当該工事専用のもに限り、  
・下記の物件に生じた損害はお支払い対象外となります。  
①据付機械設備等の工事前仮設物・工事前機械器具およびこれらの部品  
②航空機、船舶または水上運輸用具、機関車、自動車その他の車両  
③設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類する物

## お支払いする主な場合（この保険では次のような場合に保険金をお支払いします。）



労働者、従業員の取扱上の過失または第三者の悪意によって生じた損害



火災・爆発・破裂によって生じた損害



台風・高潮・豪雨・洪水によって生じた損害



盗難によって生じた損害



設計、施工、材質または製作の欠陥によって生じた損害（注）

（注）設計、施工、材質または製作の欠陥により崩壊・倒壊・破損等の不測かつ突発的な事故による損害が生じた場合のみ保険金をお支払いします。欠陥そのものを除去するための費用に対しては保険金をお支払いしません。

※詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせ下さい。

## お支払いする保険金

不測かつ突発的な事故により損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために直接要する修理費およびこれに付随する費用(\*)を保険金としてお支払いします。

### お支払いする主な費用(\*)

1. 損害復旧のため保険の対象物以外のものの取り壊しを必要としたとき、それを取り壊し直前の状態に復旧するための費用（1事故300万円）
2. 早急な復旧を行うために要した急行貨物運賃や割増賃金（時間外・休日勤務手当等）（復旧費に算入）
3. 臨時費用（損害保険金×20%、ただし1事故300万円を限度とします。）
4. 残存物取片づけ費用（実費、ただし1事故あたり 損害保険金×10%を限度とします。）
5. 損害の発生および拡大の防止に直接必要かつ有益な費用（復旧費に算入）

●次の費用・価額は復旧費に含まれません。

- ①仮修理費（本修理の一部を為すと認められないもの）
- ②排土・排水費用
- ③工事内容の変更または改良による増加費用
- ④研究および手持ち費用
- ⑤残存物の価額

直接に工事の対象物とならない既設建物の損害は、本制度のお支払いの対象となりません。建物増築や修繕などで、既設建物に損害を与えた場合の補償が必要なときは、「第三者賠償事故包括保険制度」をご利用ください。

※詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせ下さい。

## 保険金をお支払いしない場合

次のいずれかに該当する事故・損害等に対しては保険金をお支払いしません。

- 保険契約者、被保険者または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- コンピューター機器・ソフトウェアの日時認識・日付変更の誤り等によって生じた損害
- 風、雨、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入（ただし、保険の対象または保険の対象を収容する建物の外側の部分（外壁、屋根、開口部分等をいいます。）が台風、旋風、竜巻、暴風、突風、雹その他の風災または雹災によって直接破損したために不測かつ突発的な事故が生じた場合を除きます。）によって生じた損害
- 寒気、霜または雪。ただし、豪雪の場合におけるその雪の重み・落下等もしくは雪崩によって生じた損害を除きます。
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- テロ行為等によって生じた損害（保険金額が15億円以上の場合のみ適用）
- 直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃の結果、保険の対象に生じた損害。ただし、火災または破裂・爆発によって保険の対象に生じた損害を除きます。
- 官公庁による差押え、没収または破壊（ただし、火災の延焼防止のために行われる場合を除きます。）によって生じた損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難の損害
- 残材調査の際に発見された紛失または不足の損害
- 被保険者が保険の対象の工事に関する契約につき、完成期限または納期の遅延、能力不足その他の債務不履行により、損害賠償責任を負担することによって被った損害
- 保険の対象が保険証券記載の工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害
- 工事前仮設材として使用される矢板・くい・H型鋼その他これらに類する物の打込みもしくは引抜きの際において生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害
- 保険の対象の性質もしくは欠陥またはその自然の消耗もしくは劣化
- 保険対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用
- 湧水の止水または排水費用
- 芝、樹木その他の植物に生じた損害
- この保険契約の申込日以前（申込日を含みます。）に気象庁がその発生および命名を発表した台風によって生じた事故（その台風により影響された他の低気圧または前線による強風および豪雨によって生じた事故を含みます。）により保険の対象に生じた損害
- 温度変化もしくは湿度変化による膨張、縮小または凍結の損害
- コンクリート部分のひび割れまたは強度不足の損害
- 除雪費用。ただし、損害の生じた保険の対象の修理のために直接要する除雪費用は、この規定を適用しません。
- 融雪洪水による損害

\*上記以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細および用語の定義については、普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。